

平成 29 年度：事業計画（本部会計）

（1）概況

社会福祉法改正により、全ての社会福祉法人に対して事業運営の透明性向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組の責務等が求められることになった。

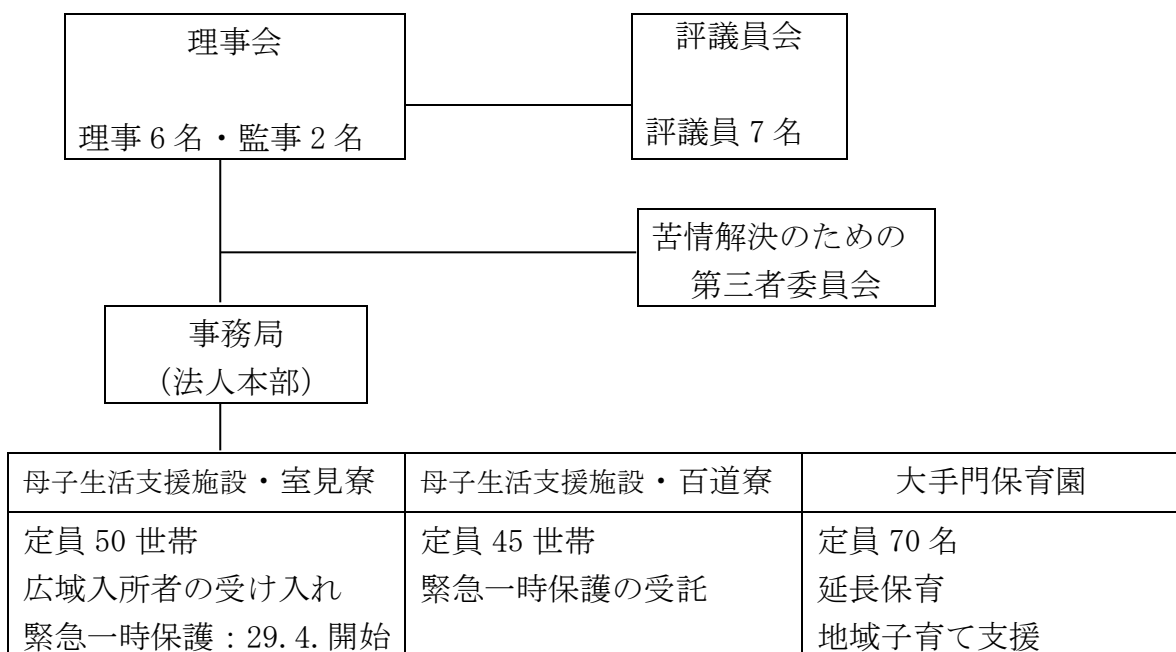
当法人においても、定款改正により評議員会を設置し、理事・監事の選任や決算についての承認、社会福祉充実計画の作成等重要な事項については評議員会の議決が求められることから経営組織のガバナンス強化に一層努めていく。あわせて地域における公益的な取組について検討着手するとともに、近い将来予想される退職共済制度の廃止等を踏まえた財務規律の強化についても継続して検討していく。

平成 27 年度に子ども子育て支援新制度がスタートし、保育及び社会的養護にあつては、職員配置基準の充実や措置費の改定などの質的な改善が図られた。しかしながら一方では、福岡市の民間児童福祉施設に対する補助金が大幅に削減又は廃止されるなど職員処遇の面においては厳しい経営環境に置かれている。

施設職員については、保育士をはじめ福祉関係職員の雇用環境が大きく変わり、保育士などの優秀な人材を確保することが重要な課題となってきた。特に非常勤職員については、平成 29 年度より賃金単価基準及び休暇制度を見直すなど処遇改善を図り、優秀な人材の確保に努めていく。

法人の施設・設備面においては、老朽化が著しかった大手門保育園及び室見寮寮舎の改修工事が終了し大きな山を越えたところであるが、平成 29 年度においても残された老朽箇所をはじめ水回りの修繕等を計画的に取り組んでいく。

（2）法人の組織（H29. 4. 1）



(3) 基本方針

法人の基本理念である「安心して生活できる場と子育て支援」に基づき、利用者のニーズと福祉サービスの多様化を的確にとらえ、施設に暮らし若しくは施設を利用する人が、心身ともに健やかに育成されるよう、その自立を促進しながら、児童福祉の向上に努めていく。

(4) 事業活動

① 諸会議の開催

理事会をはじめとした諸会議を次のとおり開催する。また必要に応じ、臨時の理事会を開催する。

平成 29 年 4 月	苦情解決に関する第三者委員への報告会
平成 29 年 5 月	監事監査 理事会（決算・事業報告等）
平成 29 年 6 月	定時評議員会（理事・監事の選任・決算承認等） 理事会（理事長・業務執行理事の選任）
平成 29 年 11 月	理事会（補正予算等）
平成 30 年 1 月	理事会（規程等の改正、補正予算等）
平成 30 年 3 月	理事会（予算・事業計画、補正予算）

② 人事考課制度の整備

法人が期待する職員像を明らかにし、仕事の成果を客観的に評価することにより、職員の育成や配置、公正・公平な処遇等を図るため、人事考課制度の整備を進める。併せて、職員給与制度の見直しも引き続き検討する。

③ 法人基本計画の策定

基本理念を具体化し、法人のミッションや施設運営上の課題、法人本部の機能強化などに対する方策・方針を定めた中・長期の経営戦略である基本計画の策定を進めていく。

- ア．時代にあった事業の見直し
- イ．キャリア形成などの研修体系の構築
- ウ．施設の維持改修

④ 職員研修の実施

職員の資質向上と人権意識の向上、倫理観の保持を図るため、人権研修、個人情報保護及びハラスメント防止に関する研修を実施する。

⑤ 社会福祉充実残額の算出と報告

社会福祉充実残額を算出し、その有無について福岡市長に報告する。